

令和5年3月1日

中央区と株式会社ジモティーとの「リユース活動の促進に向けた  
連携と協力に関する協定」の締結について

中央区内のリユース活動（利用者間による不用品の譲渡、譲与の取引をいう。以下同じ。）を促進し、もって住民サービスの向上および環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的として、株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を下記のとおり締結しました。

今後は、区ホームページや区広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」等での地域情報サイト「ジモティー」（以下「ジモティー」という。）を活用したリユース活動を紹介するほか、区のリユース事業での「ジモティー」の活用などに取り組んでまいります。

記

1 協定先

株式会社ジモティー

代表取締役社長 加藤 貴博

東京都品川区西五反田一丁目30番地2

2 協定締結日

令和5年3月1日（水）

3 協定期間

令和5年3月1日から令和6年3月31日（終了の申出がない場合は自動更新）

4 協定書

別紙のとおり

5 その他

株式会社ジモティーは令和5年3月1日時点で、全国79カ所の自治体と協定や覚書を締結し、連携・協力して、リユースに関する啓発およびリユース事業を実施している。